

名成立あるべし、夫益の卦たる、震巽之二卦相合し、風雷の勢交々相助け、日々に進て止ざるの心あり、大川を涉り、往所有に利ありと、辭にみえ候、されども其中善に遷り過を改は、益事の大なるものにて候、御覺悟有べしとぞ申されける、治部急度心づき、熱度川は、當國一之大河なり、此川を越行て、立身の方便あるべし、熱當時之變を案するに、一條殿康政一條行跡人法に違ひ、威勢日に隨ひて衰へ、長宗我部は、月を逐て繁昌すれば、終には一國の主とならん器量也、翫其礪礪而不窺玉淵者、不知驪龍之所蟠也とかや、當家を去て秦家元親秦につかへば善に遷、過を改るの理ならんと案じすまし、便宜を窺ふ所に、左京進より使來りければ、大さによるこび、彌藤次新十郎を伴ひて、吉良の城へぞ立越ける、

〔總見記七〕新公方○足利義昭濃州御動座事

公方ハ、信長ノ御請奔走ノ次第、不斜御悦喜ニ思シメサレ、早々濃州御動座有ルベケレドモ、猶戰國ノ時節、人ノ心イブカシケレバ、安否大切ノ義ト被思召御思案決定ノ爲ニ、清信ニ被仰付、一栢老人ノ門弟大華ト云易者ヲメシテ、卜筮ヲ執ラシメ、吉凶ヲ御覽有ケルニ、臨ノ節ニ行ニ當テ、五爻ノ兆ヲ得タリケル、大華勘文ヲ引テ申上ケルハ、六五ハ知テ臨大君ノ宜也、吉也、象ニ曰、大君ノ宜ハ行中也ト云々、卜筮吉兆ヲ得タマフ上ハ、御利運疑有ベカラズ、但シ御身ニ大君ノ知アラズ、中行ノ徳ナクンバ、其應アリガタカルベシトゾ申シ上ケル、新公方御大慶ニテ、彌御思案ヲ定メラレヌ、

〔毛利文書百十三〕裏書三小吉

謹筮 輝元公、ハギニ、城ヲ可取立申、吉凶之占、

